

## 令和7年度 摂津峡エリアのリニューアルに向けた検討業務仕様書

### 1 業務名

令和7年度 摂津峡エリアのリニューアルに向けた検討業務

### 2 業務の目的

摂津峡は、高槻の中央を南北に横断する芥川の中上流域に位置し、渓谷の豊かな自然が感じられる大阪北摂を代表する景勝地である。摂津峡公園には、桜の名所である広場、行者岩や八畳岩などの奇岩、東海自然歩道や白滝が見られるハイキングコースの他、展望台、摂津峡青少年キャンプ場があり、市内外から気軽に立ち寄れる憩いの場として多くの方に親しまれている。

一方で、公園施設の老朽化対策や近年の多様化する利用者ニーズへの対応が課題となっている。

また、芥川の対岸に位置し、日本最初の天下人・三好長慶の居城である史跡芥川城跡は、天下の政庁として明らかになったことで全国から注目を集めている。現在、本市では適切な保存と活用の指針となる保存活用計画の策定に取り組んでおり、ますます注目度が高まることが期待されている。

本業務委託では、利用者・市民ニーズを踏まえ、民間活力の導入や史跡芥川城跡やキャンプ場との連携等、周辺の観光ポテンシャルを活かし、摂津峡エリアのリニューアル検討を行うことで、安満遺跡公園や高槻城公園と並ぶ本市を代表する摂津峡公園がこれまで以上に誰もが憩い楽しめる魅力的な観光拠点となるよう取り組むものである。

### 3 履行期間

契約日から令和8年3月31日

### 4 履行場所

摂津峡公園及び史跡芥川城跡を含む周辺地域

### 5 業務内容

#### (1)業務計画書の作成

- ・業務概要
- ・実施方針
- ・業務スケジュール
- ・業務実施体制
- ・協議計画
- ・使用する基準
- ・連絡体制

- ・照査計画
- ・その他必要となる事項

## (2) 現況把握及び課題の整理

摂津峡公園の現状を調査・分析し、整備に向けて法規制や地形・土地利用条件を把握したうえで課題を整理し、公園全体図を作成する。また、関連する上位計画の整理や他市事例の調査を行う。なお、詳細については市と協議のうえ決定する。

## (3) 利用者・市民ニーズの把握

効果的な利用者・市民ニーズの把握手法を市に提案し、利用者・市民ニーズの把握及び整理を行う。

- ・(例)トレッキングツアー等のイベントを通じたアンケートの実施
- ・(例)インターネットアンケート調査(ターゲット層による意見の抽出) など

## (4) 基本方針の立案

上記(2)～(3)を踏まえ、摂津峡や史跡芥川城跡、キャンプ場等の観光資源を活用し、観光地として魅力的な公園となるよう基本方針を立案する。なお、立案時においては、桜広場を摂津峡エリアにおける玄関口として捉えるものとする。

## (5) ゾーニング、施設整備案、動線の検討と設定

上記(2)～(4)を踏まえ、各ゾーンにおけるコンセプトや必要な施設整備等を検討し、各ゾーンの特性を活かしながら相乗効果が図れるようゾーニング図を作成する。また、公園へのアクセスについて、バス導入を含めた動線計画や立体駐車場も含めた駐車場の配置について検討する。

## (6) 施設整備案に対する基本計画図の作成

各施設整備案について、法規制や地形・土地利用条件を踏まえ、施設の整備水準等を整理するとともに、施設に必要な機能やレイアウトについて基本計画図を作成する。なお、詳細については市と協議のうえ決定する。

## (7) 史跡芥川城跡保存活用計画との連携

現在業務委託中の「史跡芥川城跡保存活用計画策定支援業務」において、摂津峡公園から史跡芥川山城へのアクセス(橋梁計画)について、橋梁架設候補地及び三好山の散策ルートの検討を進めている。本業務では、「史跡芥川城跡保存活用計画策定支援業務」と連携を図り、ゾーニング図を作成する。

## (8) 民間活力導入の可能性検討(サウンディング調査)

民間事業者等への市場調査の実施(サウンディング調査)を行う。なお、調査にあたっては、事業内容・規模を踏まえ、適切な事業者を選定すること。詳細については市と協議のうえ決定する。

#### (9)事業手法の検討

サウンディング調査の結果を踏まえ、公園整備及び管理運営手法(PFI、P・PFI、指定管理等)の検討を行う。なお、PFI の検討にあたっては、市の「PPP/PFI 手法導入における優先的検討に係る指針」を踏まえ検討を行うこと。

#### (10)概算工事費の算出

上記調査項目を踏まえて、摂津峡エリアのリニューアル(安全対策を含む)に係る概算工事費を算出する。

#### (11)庁内検討委員会の資料作成

リニューアルプランの策定に向けて、庁内職員による検討委員会を実施予定(5回を予定)であり、検討委員会の開催にあたり必要な資料の作成を行う。なお、検討委員会への出席は要しない。

#### (12)イメージパースの作成

各ゾーニングに対してそれぞれ 1 か所ずつ鳥観図を作成するとともに、利用者目線でのアイレベルスケッチを合計 7 枚程度作成する。作成にあたっては市と協議の上決定する。

#### (13)打合せ(初回・中間5回・納品時)

業務の主要な区切りにおいて、合計 7 回協議を実施する。

### 6. 成果品

成果品は次のとおりとする。

- (1)事業報告書
- (2)リニューアルプラン 150 部(A4 両面カラー印刷)
- (3)リニューアルプラン(概要版)500 部(A3 両面カラー印刷)
- (4)民間導入の可能性検討に係る報告書
- (5)上記成果品に係る電子データ 一式

### 7. 留意事項

#### (1)事業の実施状況の報告

受注者は、契約締結後、発注者の求めに応じて事業の進捗状況を書面により提出するとともに、定期的に以後の進め方について協議を行うこと。

#### (2)成果品等に関する事項

発注者が当該業務に基づき作成を依頼したものに係る著作権は、発注者に帰属するものとし、成果品、成果品に使用した写真、映像、絵、図等は契約終了後も発注者が無償で製作者の承諾なしに使用できるものとする。

### (3) 著作権・著作隣接権などの使用承諾

画像や映像、出版物等の利用に関し、著作権処理が必要のない素材、あるいは必要な処理、手続きを行った素材を利用すること。

### (4) 特記事項

- ・事業実施にあたっては、必ず事前に発注者と協議すること。
- ・民間事業者や公園区域外等への調査を行う場合は、発注者と相談の上、必要な手続きを受注者が行うものとする。
- ・本業務の遂行にあたっては、「第6次高槻市総合計画」、「高槻市都市計画マスタープラン」、「第2次高槻市みどりの基本計画」、「摂津峡活性化プラン」、「令和6年度高槻市摂津峡青少年キャンプ場のリニューアルに向けた検討業務」の内容を十分理解し、反映すること。
- ・リニューアルプラン(概要版)の提出時期は令和7年12月末頃を目途とする。なお、詳細については市と協議のうえ決定する。
- ・その他仕様書に記載されない事項については、双方が誠意をもって協議するものとする。